

別居者に係る 仕送り認定基準の一部変更について

別居者に係る仕送りの認定基準(現行)

別居の被扶養者を認定する場合、「主として組合員の収入により生計を維持されていること」について、組合員が別居している者の生活を経済的に支えていることを客観的に判断するために、仕送りの事実及び仕送り額が認定基準を満たしていることが必要です。

<仕送り額の基準>

- ・1人当たり月額35,000円以上で、かつ認定を受けようとする者の収入(複数人の場合は、収入合計)の1/2以上
- ・被扶養者世帯(認定を受けようとする者が他の家族と同居している場合、他の家族を含めた世帯全体)の収入を世帯員数で割り、認定を受けようとする者の人数を掛けた金額の1/2以上

<仕送り方法の基準>

- ・毎月1回の仕送りを原則とします。
- ・金融機関からの送金等とし、現金手渡し等仕送りの事実が客観的に確認できないものは認められません。

<認定申請(被扶養者申告書)に必要な添付書類>

- ・扶養の事実申出書
- ・住民票
- ・援助の事実を証する書類(写) ほか

別居者に係る仕送りの認定基準(一部変更)

<一部変更の必要性(理由)>

県内の他共済組合(他の健保組合等)と比較しても、緩やかな基準で認定を行ってきましたが、『他共済組合との転入出等において生じる認定条件の差異』を解消すること、また『別居の者を扶養するに当たっては、組合員の収入から仕送りを受けることで別居の者の生計を維持していること』を明確にすることなど、本組合の短期財政が極めて厳しい情勢の中、扶養認定の公平・公正化が求められていることから、段階的に見直しを行います。

1 別居の被扶養者を認定申請する際に必要な添付書類の一部変更

変更前	変更後	施行年月日
援助の事実を証する書類(写)	援助(仕送り)誓約書及び 援助の事実を証する書類(写)	令和2年4月1日施行
変更の概要		
毎月、金融機関を経由して送金することを、扶養認定時において誓約(「援助(仕送り)誓約書」)の提出すること。		

2 仕送り額の基準の見直し

変更前	変更後	施行年月日
1人当たり月額35,000円以上	1人当たり月額50,000円以上	令和3年1月1日施行
被扶養者世帯の収入を世帯員数で割り、認定を受けようとする者の人数を掛けた金額の1/2以上の援助	被扶養者世帯の収入を世帯員数で割り、認定を受けようとする者の人数を掛けた額以上の援助	
変更の概要		
他共済へ転入出等が発生した場合、扶養認定における仕送り額(認定条件)の差異を解消することと、別居の被扶養者に関する厚生労働省通知「認定対象者の年間収入が被保険者の援助による額より少ないこと」を条件とし、他共済等との公平・公正化を図るため。		